



鳥取県公報

令和6年4月16日（火）
第9588号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立夢みなとタワーの利用料金（246）（観光戦略課）・・・・・・・・・・ 2 包括外部監査契約の締結（247）（行政監察・法人指導課）・・・・・・・・・・ 3 個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約 （248）（県民課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に關 する規約（2件）（249・250）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 情報公開条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約（251）（〃）・・ 8 鳥取県指定無形文化財の指定等（252）（文化財課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 鳥取県指定有形民俗文化財の指定（253）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 鳥取県指定天然記念物の指定の一部改正（254）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 手数料の収納事務の委託（255）（食肉衛生検査所）・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 大規模小売店舗の新設の届出（256）（企業支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 保安林の指定予定（257）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 使用料の収納事務の委託（258）（水産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 指定障害児通所支援事業者の指定（259）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 12 土地改良区連合の役員の就任（260）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 12
◇ 公安告示	犯罪被害者等早期援助団体の住所等の変更の届出（1）（広報県民課）・・・・・・・・ 12
◇ 調達公告	落札者の決定（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 落札者の決定（鳥取湖陵高等学校）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

告 示

鳥取県告示第246号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワーの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第255号(鳥取県立夢みなとタワーの利用料金について)は令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 展示室及び展望室の入館料

区分	高等学校の生徒、学生又は一般人	小学校の児童又は中学校の生徒
個人	300円	150円
団体（10人以上のものに限る。）	250円	100円

イ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の利用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
多目的ホールA	2,260円	4,620円	5,760円	12,440円
多目的ホールB	1,230円	2,360円	2,980円	6,480円
多目的ホールC	1,130円	2,260円	2,770円	5,960円
映像シアター	2,670円	5,340円	6,680円	14,400円
企画展示室	1,740円	3,700円	4,520円	9,970円

ウ 会議室利用料

区分	利用料（1時間につき）
第1会議室	420円
第2会議室	540円
第3会議室	1,140円
特別会議室（全室利用）	1,750円
特別会議室（ラウンジのみ利用）	730円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

エ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の延長利用料

区分	正午から午後1時まで	午後5時から午後6時まで	午前0時から午前9時まで及び午後9時から午後12時まで（1時間につき）
多目的ホールA	890円	1,380円	1,920円
多目的ホールB	490円	700円	990円
多目的ホールC	440円	670円	920円
映像シアター	1,050円	1,600円	2,230円
企画展示室	690円	1,110円	1,510円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後9時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

3 全日（午前9時から午後10時まで）において利用する場合における午後9時から午後10時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

4 2日以上連続して利用する場合における午後9時から翌日午前9時までの間の利用に係る延長利用料は、多目的ホール、映像シアター又は企画展示室を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。

オ 多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室の冷暖房利用料
無料とする。

(2) 設備等利用料
無料とする。

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 令和6年3月27日

(2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 米子市淀江町今津140-1
氏名 駿同 利明
- 2 契約期間の始期 令和6年4月1日
- 3 費用の額の算定方法 932万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく合議制の機関に係る事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその規約を告示する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

岩美町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野病院組合及び南部箕蚊屋広域連合（以下「委託団体」という。）と次のとおり規約を締結した。ただし、「〇〇町（村、一部事務組合、広域連合）」とあるのは当該委託団体の名称と、「〇〇町（村）長（管理者、広域連合長）」とあるのはそれぞれ当該委託団体の長と、「町（村）長（管理者、広域連合長）」とあるのは、当該委託団体が町である場合にあっては「町長」と、村である場合は「村長」と、一部事務組合である場合は「管理者」と、広域連合である場合は「広域連合長」とする。

〇〇町（村、一部事務組合、広域連合）と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 ○○町(村、一部事務組合、広域連合)(以下「甲」という。)は、次の各号に掲げる事務(以下「委託事務」という。)を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の権限に属させられた事項に関する事務

(2) 個人情報の保護に関する法律第129条に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項に関する事務(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が、○○町(村)長(管理者、広域連合長)(以下「町(村)長(管理者、広域連合長)」という。)と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第1条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第1条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町(村)長(管理者、広域連合長)に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第6条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町(村)長(管理者、広域連合長)に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

(条例等改正の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町(村)長(管理者、広域連合長)に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町(村)長(管理者、広域連合長)に通知しなければならない。

(雑則)

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の際現に甲の設置による合議制の機関に対して行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後乙の設置による合議制の機関に対して行われた諮問その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の設置による合議制の機関が実施していた調査審議その他の事務は、この規約の施行の日以後乙の設置による合議制の機関が実施したものみなす。

鳥取県告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその規約を告示する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び境港管理組合（以下「委託団体」という。）と次のとおり規約を締結した。ただし、「〇〇町（一部事務組合）」とあるのは当該委託団体の名称と、「〇〇町長（管理者）」とあるのはそれぞれ当該委託団体の長と、「町長（管理者）」とあるのは、当該委託団体が町である場合にあっては「町長」と、一部事務組合である場合は「管理者」とする。

〇〇町（一部事務組合）と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 〇〇町（一部事務組合）（以下「甲」という。）は、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

- （1） 甲の機関の保有する情報の公開に関する条例（以下「甲の情報公開条例」という。）に基づく公文書の開示請求（以下「公文書開示請求」という。）に係る開示決定等又は不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務
- （2） 甲の情報公開条例の施行に関する重要事項について意見を述べ、又は公文書開示請求に係る通知について報告を受けることに関する事務
- （3） 甲の議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「甲の議会個人情報保護条例」という。）に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務
- （4） 甲の議会個人情報保護条例の施行に関する重要事項について意見を述べることに関する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及びそれに基づく規則その他の規程（以下「鳥取県情報公開条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、〇〇町長（管理者）（以下「町長（管理者）」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第1条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第1条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町長（管理者）に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長（管理者）に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこ

れを打ち切り、知事がこれを決算する。

(甲の条例改正の場合の措置)

第8条 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部を改正しようとする場合においては、町長（管理者）は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

2 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部が改正された場合においては、町長（管理者）は、直ちに当該条例を知事に通知しなければならない。

(乙の条例等改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長（管理者）に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長（管理者）に通知しなければならない。

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の際現に甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の規定により行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後鳥取県情報公開条例の規定により行われた諮問その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の実施していた調査審議その他の事務は、この規約の施行の日以後乙が実施したものとみなす。

鳥取県告示第250号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその規約を告示する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

倉吉市、岩美町、智頭町、八頭町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野病院組合、鳥取中部ふるさと広域連合及び南部箕竈屋広域連合（以下「委託団体」という。）と次のとおり規約を締結した。ただし、「〇〇市（町、村、一部事務組合、広域連合）」とあるのは当該委託団体の名称と、「〇〇市（町、村）長（管理者、広域連合長）」とあるのはそれぞれ当該委託団体の長と、「市（町、村）長（管理者、広域連合長）」とあるのは、当該委託団体が市である場合にあっては「市長」と、町である場合は「町長」と、村である場合は「村長」と、一部事務組合である場合は「管理者」と、広域連合である場合は「広域連合長」とする。

〇〇市（町、村、一部事務組合、広域連合）と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 〇〇市（町、村、一部事務組合、広域連合）（以下「甲」という。）は、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 甲の機関の保有する情報の公開に関する条例（以下「甲の情報公開条例」という。）に基づく公文書の

開示請求に係る開示決定等又は不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務
(2) 甲の議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「甲の議会個人情報保護条例」という。）に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務

(3) 甲の議会個人情報保護条例の施行に関する重要事項について意見を述べることに関する事務
(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及びそれに基づく規則その他の規程（以下「鳥取県情報公開条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、〇〇市（町、村）長（管理者、広域連合長）（以下「市（町、村）長（管理者、広域連合長）」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第1条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第1条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市（町、村）長（管理者、広域連合長）に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市（町、村）長（管理者、広域連合長）に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

(甲の条例改正の場合の措置)

第8条 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部を改正しようとする場合においては、市（町、村）長（管理者、広域連合長）は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

2 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部が改正された場合においては、市（町、村）長（管理者、広域連合長）は、直ちに当該条例を知事に通知しなければならない。

(乙の条例等改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市（町、村）長（管理者、広域連合長）に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市（町、村）長（管理者、広域連合長）に通知しなければならない。

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の際現に甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の規定により行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後鳥取県情報公開条例の規定により行われた諮問その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の実施していた調査審議その他の事務は、この規約の施行の日以後乙が実施したものとみなす。

鳥取県告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、情報公開条例に基づく合議制の機関に係る事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその規約を告示する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県町村総合事務組合と次のとおり規約を締結した。

鳥取県町村総合事務組合と鳥取県の間における情報公開条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 鳥取県町村総合事務組合（以下「甲」という。）は、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（1）甲の機関の保有する情報の公開に関する条例（以下「甲の情報公開条例」という。）に基づく公文書の開示請求（以下「公文書開示請求」という。）に係る開示決定等又は不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務

（2）甲の情報公開条例の施行に関する重要事項について意見を述べ、又は公文書開示請求に係る通知について報告を受けることに関する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及びそれに基づく規則その他の規程（以下「鳥取県情報公開条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、鳥取県町村総合事務組合管理者（以下「管理者」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第1条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第1条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに管理者に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を管理者に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

（甲の条例改正の場合の措置）

第8条 甲の情報公開条例の全部又は一部を改正しようとする場合においては、管理者は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

2 甲の情報公開条例の全部又は一部が改正された場合においては、管理者は、直ちに当該条例を知事に通知しなければならない。

(乙の条例等改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、管理者に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を管理者に通知しなければならない。

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の際現に甲の情報公開条例の規定により行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後鳥取県情報公開条例の規定により行われた諮問その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の実施していた調査審議その他の事務は、この規約の施行の日以後乙が実施したものとみなす。

鳥取県告示第252号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定に基づき、同表の右欄に掲げる者を当該鳥取県指定無形文化財の保持者として認定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
手漉和紙	長谷川 憲人	鳥取市青谷町山根	無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している。

鳥取県告示第253号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定有形民俗文化財の指定をしたので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	員数	所在の場所
山陰における口承文芸の記録 (童謡・民話等)	『古今童謡』1冊、口承文芸の記録2836曲・話	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

鳥取県告示第254号

昭和36年2月3日鳥取県教育委員会告示第7号（鳥取県指定天然記念物の指定について）の一部を次のとおり変更したので告示する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県指定天然	変更事項	変更前	変更後

記念物			
長田神社社叢	所在地	西伯郡西伯町大字馬場字宮ノ前2	西伯郡南部町馬場1-1

鳥取県告示第255号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社鳥取県食肉センター

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

鳥取県告示第256号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス岩美店 岩美郡岩美町大字浦富東出逢3297ほか

2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年11月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,360平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 収容台数 52台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 収容台数 10台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 面積 50平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 容量 9.78立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
令和6年3月29日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和6年4月16日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び岩美町商工観光課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第257号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市百谷字滝ノ上392、字上ノ山406、字密夫谷423、字姫木谷430の1、字向金ヶ谷445、字清水ヶ谷465の3、465の4、字大谷467、468、470、字矢谷口473の1、473の2
 - 2 指定の目的
水源の涵養かんよう
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第258号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県宮境港水産物地方卸売市場施設使用料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		

境港水産物市場管理株式会社	境港市昭和町9-7	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
---------------	-----------	----------	----------	----------------------------

鳥取県告示第259号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月16日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社アイグラン	広島市西区庚午中一丁目7-24	コペルプラスジュニア米子教室	米子市上後藤七丁目1-46	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和6年4月10日

鳥取県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大山山麓地区土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和6年4月16日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

就任した役員の氏名及び住所

理事 森田 陽子 西伯郡伯耆町岩立520
 〃 天満 伊津美 米子市皆生三丁目17-12
 令和6年4月1日就任 任期 令和9年4月11日まで

公安委員会告示**鳥取県公安委員会告示第1号**

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定による指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体から、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定に基づき住所及び援助事業を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月16日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

名 称	変更後の住所及び援助事業を行う事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人とっとり被害者支援センター	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎7階	令和6年4月1日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県の知事部局及び教育委員会の所管施設で使用する電気の供給（東中部）
予定使用電力量（供給期間総計）844,468キロワット時 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和6年3月1日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 中国電力株式会社
広島県広島市中区小町4-33 |
| 5 落 札 金 額 | 27,365,267円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和6年1月19日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総務課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月16日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 若 林 安 徳

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立鳥取湖陵高等学校教育用パソコン等賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和6年3月25日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | NECキャピタルソリューション株式会社中国支店
広島県広島市中区八丁堀16-11 |
| 5 落 札 金 額 | 66,264,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和6年2月9日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立鳥取湖陵高等学校
鳥取市湖山町北三丁目250 |